### 第25号議案

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部改正の臨時代理に ついて

上記の議案を提出する。 令和5年4月27日 教育長 井 上 謙 介

### 提案理由

教育委員会事務局に新たな補職を設けるため、規則の一部を改正しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定により、教育長において臨時に代理したので報告し、承認を求めようとするものである

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部改正の臨時代理に ついて

久留米市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、別紙のとおり教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求める。

### 久留米市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

久留米市教育委員会事務局組織規則(昭和44年久留米市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「教育監」の次に「、法務監」を、「部補佐」の次に 「及び総務補佐」を加える。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

# 久留米市教育委員会事務局組織規則(昭和44年教育委員会規則第1号)新旧対照表

現行	改正後(案)
○久留米市教育委員会事務局組織規則	○久留米市教育委員会事務局組織規則
昭和44年4月1日	昭和44年4月1日
久留米市教育委員会規則第1号	久留米市教育委員会規則第1号
(職位の設定)	(職位の設定)
第5条 部に部長及び次長、課に課長、事務所に所長(以下「課長等」 という。)を置く。	第5条 部に部長及び次長、課に課長、事務所に所長(以下「課長等」という。)を置く。
2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、担当部長、 <u>教育監</u> 、担当次 長、担当課長、主幹、課長補佐( <u>部補佐</u> を含む。以下同じ。)、主査 又は専門主査(事務主査、技術主査、担当主査等をいう。)を置くこ	2 前項に定める職員のほか、必要に応じ、担当部長、 <u>教育監、法務監督、担当次長、</u> 担当課長、主幹、課長補佐( <u>部補佐及び総務補佐</u> を含む。以下同じ。)、主査又は専門主査(事務主査、技術主査、担当主
とができる。	査等をいう。)を置くことができる。

### ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則

昭和39年12月15日

久留米市教育委員会規則第12号

(委任)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する
  - (9) 委員会に関する規定の制定又は改廃を行うこと。

### (臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

# 第26号議案

令和5年度久留米市教育施策要綱について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 4 月 2 7 日 教育長 井 上 謙 介

# 提案理由

令和 5 年度における久留米市教育行政の基本方針となる教育 施策要綱を定めようとするものである。

議案資料 別冊

### 令和5年度久留米市教育施策要綱(案)

### 1 教育施策要綱の趣旨

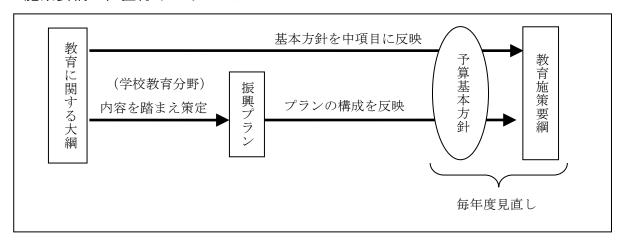
令和5年度の教育行政の推進にあたり、具体的な施策方針である久留米市教育 施策要綱を策定するもの。

### 2 教育施策要綱の構成について

教育に関する大綱及び久留米市教育振興プランに基づき、施策要綱の構成を次のとおりとする。

- ① 施策要綱は、教育に関する大綱の基本方針に沿って、施策を実施するための 年度計画として策定する。
- ② 施策要綱の学校教育分野は、教育振興プランの構成を踏まえ、同プランの実施計画として策定する。
- ③ 予算との整合を図るため、教育委員会の事務事業(教育部・市民文化部)に係る予算基本方針をもとに施策を分類する。

#### 施策要綱の位置付けのイメージ



### 3 教育施策要綱の概要

項目	内容
はじめに	総合教育会議の設置、教育に関する大綱の 策定、大綱の基本方針及び施策要綱の位置付 けについて記載する。
第1章 教育施策の重点課題と対応方針	総括的な考え方として、教育に関する大綱に掲げた教育理念と基本方針を踏まえた施策を推進していくものとし、令和5年度当初予算の基本方針を記載する。
第2章 教育行政の主要施策の展開	教育に関する大綱の基本方針をもとに、予 算基本方針によって、項目を設定する。

- I 「生きる力」を育み、元気と笑顔があふれる子どもを育てる教育 教育振興プランの推進
- Ⅱ 生涯学び、活躍できる環境を整え、心豊かな市民生活をおくることができるまちづくり
  - 1 生涯学習・社会教育の推進
  - 2 歴史遺産の保存・活用
  - 3 スポーツの推進
  - 4 市民の自己学習の場としての図書館づくり

### Ⅲ 教育施策の重点事業

Ⅰ・Ⅱで記載した事業のうち、特に重点的に推進していく事業について、 事業内容や評価方法について記載する。

# 3 令和5年度の主な変更点

	へ° ージ	概要
1	9	空調機整備事業 中学校の特別教室等に空調機を新設するための設計業務の実施につい て記載
2	15	文化政策の推進【参考】 令和5年度の文化・芸術に関する取組について記載
3	17	令和6年度全国高等学校総合体育大会 令和6年度に開催される全国高等学校総合体育大会に向けた取組につ いて記載
4	30	<b>教育支援総合対策事業</b> 新規事業として重点事業に追加。学校だけでは解決困難な、いじめ・不 登校の課題に対する教育相談体制の充実強化に向けた取組について記載
5	31	<b>小学校不登校対応総合推進事業</b> 令和5年度は、生徒指導サポーターの配置校を拡大(23校⇒27校)
6	32	中学校不登校対応総合推進事業 令和5年度は、校内教育支援教室助手をモデル校3校に増員して配置
7	33	教育支援教室らるご久留米運営事業 子ども未来部青少年育成課が「不登校児童生徒対策事業」として実施してきたものを、令和5年度から教育部学校教育課へ移管したことに伴い、事業名・担当課を変更
8	32	学校施設の整備充実事業 令和5年度は、諏訪中学校校舎改築事業の基本実施設計と、老朽化して いる校舎の改築事業を実施するための耐力度調査の経費を3校分計上
9	41	学校における働き方改革推進事業 教員業務支援員の配置校を増加(令和5年度は14学級以上の学校27 校)
10	42	学校 ICT 環境整備事業 校務系ネットワークと学習系ネットワークを一本化した次期校務系環境の整備に係る経費を計上
11	48	学校規模対策事業 青峰小学校と高良内小学校を対象とした「第2次久留米市立小学校統 合基本計画【案】」について記載
12	57	図書館整備事業 令和5年度の取組として、電子書籍の貸出・返却ができる電子図書館システムの導入を行うことについて記載

# 第27号議案

久留米市学校運営協議会委員の任命又は委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年4月27日

教育長 井 上 謙 介

# 提案理由

久留米市学校運営協議会委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命 し、又は委嘱しようとするものである。

				旧名簿				新名簿
学校		氏	名	所属及び経歴		氏	名	所属及び経歴
		権藤	哲三郎	御井校区まちづくり振興会会長	*	中園	澄男	御井校区まちづくり振興会会長
		矢野	彰	御井校区青少年育成協議会会長		矢野	彰 彰	御井校区青少年育成協議会会長
		諸冨	博司	御井校区人権啓発推進協議会会長		諸冨	博司	御井校区人権啓発推進協議会会長
		松栄	允子	久留米市民生委員児童委員協議会御井地区会長	*	山本	純子	久留米市民生・児童委員協議会会長・社会福祉協 議会会長・主任児童委員
		畠山	光代	御井小学校特別支援教育支援員・学童保育所指導員	*	沖	茜	主任児童委員
御井小学校		天本	美保	児童養護施設久留米天使園主任	*	廣戸	竜二	児童養護施設久留米天使園個別対応指導員
		平木	健悟	御井小学校前PTA会長	*	山本	弘幸	久留米大学就職・キャリア支援課課長・御井校区 人権啓発推進委員
		内藤	申泰	御井小学校PTA会長	*	井上	健史	御井小学校PTA会長
	0	井上	隆夫	元御井校区コミュニティセンター事務局長・元久 留米市市民文化部生涯学習推進課長	0	井上	隆夫	元御井校区コミュニティセンター事務局長・元久 留米市市民文化部生涯学習推進課長
		田毎	豊	御井小学校教頭		松澤	善明	御井小学校教頭
		松澤	善明	御井小学校主幹教諭	*	宮本	多郁与	御井小学校主幹教諭
		原	英康	安武校区学童保育所運営委員長・元安武校区人権 啓発推進協議会会長		森	幹雄	元久留米消防署署長
		緒方	由美子	安武校区更生保護女性の会		轟	照隆	安武校区青少年育成協議会会長・安武校区まちづくり振興会副会長
		緒方	富美子	久留米市主任児童委員・元久留米市子ども未来部 児童保育課職員		緒方	富美子	<b>児里休月珠噸貝</b>
		森	幹雄	元久留米消防署署長		高栁	美加	本の読み聞かせボランティア・放課後学習会ボラ ンティア
		高栁	美加	本の読み聞かせボランティア・放課後学習会ボラ ンティア	0	緒方	麻美	安武校区コミュニティセンター事務員
安武小学校		轟	照隆	安武校区青少年育成協議会会長・安武校区まちづくり振興会副会長		森山	慶一	安武小学校PTA会長
	0	緒方	麻美	安武校区コミュニティセンター事務員		浦川	直人	安武小学校元PTA会長
		森山	慶一	安武小学校PTA会長		平川	善幸	安武小学校教頭
		浦川	直人	安武小学校元PTA会長	*	吉田	彩	安武小学校主幹教諭
		平川	善幸	安武小学校教頭				
		内田	良一	安武小学校主幹教諭				
		井上	正明	金島校区まちづくり振興会会長・元久留米市教育 部教育センター所長		井上	正明	金島校区まちづくり振興会会長・元市教育セン ター所長・元学校教育課指導主事
		井上	一也	久留米市民生委員・児童委員	*	髙山	和貴	元PTA会長・青少年健全育成会副部長
		井上	祐子	久留米市主任児童委員		井上	祐子	久留米市主任児童委員
金島小学校		伊藤	基洋	金島小学校PTA会長		鐘江	真二	PTA会長
		延原	由紀	金島小学校PTA副会長	0	馬場	和子	元まちづくり振興会事務局長・元久留米市市民文 化部生涯学習推進課職員・アンビシャス広場役員
		鐘江	真二	金島小学校PTA副会長	*	髙山	」茜	PTA副会長
	0	馬場	和子	元金島校区まちづくり振興会事務局長・元久留米 市市民文化部生涯学習推進課職員	*	馬場	量経	PTA副会長
		上野	知彦	金島小学校教頭	*	江藤	由美子	金島小学校教頭
		湯之师	原 光	金島小学校主幹教諭	*	下川	仁志	金島小学校主幹教諭
,		_	v 2 101.1483	学校協働活動推進員 ※け新相				

### 学校運営協議会委員の任命又は委嘱について

久留米市学校運営協議会規則(令和4年久留米市教育委員会規則第3号)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり 学校運営協議会委員を任命し、又は委嘱する。

記

学校	氏 名	所属及び経歴	任期
	中園 澄男	御井校区まちづくり振興会会長	
	矢野 彰	御井校区青少年育成協議会会長	
	諸富博司	御井校区人権啓発推進協議会会長	
	山本 純子	久留米市民生・児童委員協議会会長・社会福祉協議会会長・主任児童 委員	
	沖 茜	主任児童委員	令和5年5
御井小学校	廣戸 竜二	児童養護施設久留米天使園個別対応指導員	月1日 ~ 令和6年
	山本 弘幸	久留米大学就職・キャリア支援課課長・御井校区人権啓発推進委員	4月30日
	井上 健史	御井小学校PTA会長	
	井上 隆夫 松澤 善明	元御井校区コミュニティセンター事務局長・元久留米市市民文化部生 涯学習推進課長	
		御井小学校教頭	
	宮本 多郁与	御井小学校主幹教諭	
	森 幹雄	元久留米消防署署長	
	轟 照隆	安武校区青少年育成協議会会長・安武校区まちづくり振興会副会長	
	緒方 富美子	久留米市主任児童委員・元久留米市子ども未来部児童保育課職員	
	高栁 美加	本の読み聞かせボランティア・放課後学習会ボランティア	令和5年5
安武小学校	緒方 麻美	安武校区コミュニティセンター事務員	月1日 ~ 令和6年
	森山 慶一	安武小学校PTA会長	4月30日
	浦川 直人	安武小学校元PTA会長	
	平川善幸	安武小学校教頭	
	吉田彩	安武小学校主幹教諭	

学校	氏 名	所属及び経歴	任期
	井上 正明	金島校区まちづくり振興会会長・元市教育センター所長・元学校教育 課指導主事	
	髙山 和貴	金島小学校元PTA会長・青少年健全育成会副部長	
	井上 祐子	久留米市主任児童委員	
	鐘江 真二	金島小学校 P T A 会長	令和5年5
金島小学校	馬場 和子	元金島校区まちづくり振興会事務局長・元久留米市市民文化部生涯学 習推進課職員・アンビシャス広場役員	月1日 ~ 令和6年
	髙山 茜	金島小学校 P T A 副会長	4月30日
	馬場 量経	金島小学校 P T A 副会長	
	江藤 由美子	金島小学校教頭	
	下川 仁志	金島小学校主幹教諭	

### 第30号議案

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

上記の議案を提出する。 令和5年4月27日 教育長 井 上 謙 介

#### 提案理由

久留米市立小中学校等管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第6号)第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第5号)第10条第9項及び第10項の規定により、令和5年度久留米市立学校の主任等を任命しようとするものであるが、特に緊急を要し教育委員会を開催する時間的余裕がないため、久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(昭和39年久留米市教育委員会規則第12号)第3条の規定に基づき、教育長により臨時に代理したので報告し、承認を求めるものである。

久留米市立学校の主任等の任命の臨時代理について

久留米市立学校の主任等の任命について、別紙のとおり教育長によ り臨時に代理したので報告し、承認を求める。

# 久留米市立学校の主任等の任命について

久留米市立小中学校等管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第6号)第15条第4項及び第5項並びに久留米市立高等学校管理規則(昭和32年久留米市教育委員会規則第5号)第10条第9項及び第10項の規定により、別紙の者を久留米市立学校の主任等に任命する。

### ○久留米市教育委員会教育長に対する事務委任規則(抜粋)

### (委任)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。
  - (4) 教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免、転補等を行うこと。
  - (5) 県費負担教職員の定期異動並びに市立小中特別支援学校の校長及び教頭の任免、転補等の人事の内申並びに市立小中特別支援学校の主任等の任免を行うこと。

#### (臨時代理)

- 第3条 教育長は、緊急やむを得ないときは前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。
- 2 前項の規定により臨時に代理したときは、委員会にこれを報告し承認をうけなければならない。

### ○久留米市立小中学校等管理規則(抜粋)

# (教務主任等)

第15条 次の各号に掲げる学校には、特別の事情がある場合を除き、当該各号の表の左欄に掲げる主任等を置くものとし、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

### (1) 小学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事
	項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項につい
	て連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

# (2) 中学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事
	項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
学年主任	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項につい
	て連絡調整及び指導、助言に当たる。
保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当
	該事項について、連絡調整及び指導、助言に当たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指
	導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及
	び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

### (3) 特別支援学校

左欄	右欄
教務主任	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事
	項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
小学部主事	校長の監督を受け、当該部に関する校務をつかさどる。
中学部主事	
高等部主事	

保健主事	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理に当たる。
生徒指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒指導に関する事項を
	つかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当
	たる。
進路指導主事	校長の監督を受け、中学部における生徒の職業選択の指導そ
	の他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項につ
	いて連絡調整及び指導、助言に当たる。
司書教諭	校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

- 2 学校においては、前項に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を 置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くと きは、その主任等を置かないことができる。
- 4 第1項に規定する主任等は、当該学校の指導教諭又は教諭の中から校長の意見を聞いて、 教育委員会が命ずる。
- 5 前項の規定にかかわらず、保健主事は当該学校の指導教諭、教諭又は養護教諭の中から、 司書教諭は当該学校の主幹教諭、指導教諭又は教諭の中から、校長の意見を聞いて、教 育委員会が命ずる。

#### ○久留米市立高等学校管理規則(抜粋)

#### (校務分掌)

- 第10条 学校には教務主任、学年主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導 主事を置く。
- 2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について 連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及 び指導、助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項に ついて連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり当該事項について連絡、調整及び指導、助言に当たる。
- 8 第1項の規定にかかわらず、同項の主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くと きはその主任等を置かないことができる。
- 9 第1項の主任等は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聞いて、教育委員会が命ず る。
- 10 前項の規定にかかわらず、保健主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から校長の意見を聞いて、教育委員会が命ずる。

(昭55教規則9・全改、平4教規則1・平7教規則4・平12教規則11・平20教規則10・一部改正)

- 第10条の2 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。
- 2 前項の規定にかかわらず、学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその 他特別の事情があるときは学科主任を置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について連絡調整及 び指導、助言に当たる。
- 4 学科主任の発令については、前条第9項の規定を準用する。

(平4教規則1・追加、平20教規則10・一部改正)

- 第11条 学校にはこの規則に定めるもののほか、必要に応じ校務を分担する主任等を置く ことができる。
- 2 前項の主任等は、校長が命ずる。